平成２２年（フ）第１５６号
鳥取県米子市夜見町2405―２　パールハイツ弓ヶ浜202号、住民票上の住所鳥取県米子市大崎2275番地61
債務者　内田　宣美
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２２年（フ）第１１６号
広島県三原市宗郷４丁目17番16号
債務者　池田　弘孝
１　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１２０号
広島県尾道市向東町9218番地１　市営２号棟224号
債務者　釜本ひろみ
１　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
広島県尾道市沖側町７番１―302号
債務者　川岡　竹夫
１　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
広島県尾道市西則末町１番18―104号
債務者　岡田　和世
１　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１２５号
広島県尾道市瀬戸田町福田311番地１
債務者　土橋　長光
１　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第１２８号
広島県三原市本郷北４丁目20番15号　レオパレスアネトス101号
債務者　宇津　　博（旧姓城市）
１　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第４６６号
愛媛県松山市住吉１丁目２番23号
債務者　木村　修一
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４７０号
愛媛県松山市愛光町８番２号
債務者　白石　　聡
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４８０号
愛媛県松山市紅葉町２番43号
債務者　森川　義只
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４５号
宮崎県串間市大字西方15164番地１
債務者　友部　恵子
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２２年（フ）第１５０号
鹿児島県霧島市国分中央６丁目11番22―２号四方田団地
債務者　池田　篤子
１　決定年月日時　平成22年９月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第４６１号
秋田市下北手松崎字大沢田105番地　県営住宅Ｒ４―101号
債務者　大嶋　　榮
１　決定年月日時　平成22年９月27日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６４３号
愛知県岡崎市若松町字大廻33番地７
債務者　加藤重機こと　加藤　孝二
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６４４号
愛知県岡崎市若松町字大廻33番地７
債務者　加藤　博子
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２３６号
広島県福山市水呑町205番地９、旧住所広島県福山市引野町南１丁目32番８―306号
債務者　小林　広和
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第２５２号
広島県福山市駅家町大字近田213番地３　サンハイツ近田Ａ―103
債務者　小川　　良
１　決定年月日時　平成22年９月24日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係